

ナイジェリア：新聞発行人を釈放

首都アブジャの裁判所は9月17日、爆破や襲撃の罪に問われていた週刊新聞 *Weekly Source* の発行人アビリ・ジョーンズさんに無罪を言い渡しました。



アビリさん © Amnesty International

裁判官は、無罪の理由として、検察側が証人を立てなかったこと、今回の事案が裁判所の管轄外であることなどを挙げています。これにより、逮捕容疑だった送油管の爆破やアブジャ市内の襲撃未遂、石油会社の恐喝などに対するすべての起訴が取り下げられました。

アビリさんの弁護士は、長引く勾留で自由、尊厳、結社などの被告の権利が侵害されたとして、損害賠償金を求める訴えを連邦裁判所に起こしていました。連邦裁判所は9月中旬、勾留は違法で被告人の基本的権利を侵害したとして、国に1000万ナイラ（約300万円）を支払うように命じました。

インド：ダリットの活動家を釈放

インド社会の最下層民であるダリットの人権を擁護するチャンドラシェクハ・アザドさんが9月14日、釈放されました。アザドさんは、国家治安法違反で、昨年11月から約11カ月間、起訴や裁判を受けない行政拘禁に置かれていました。

インドの国家治安法は、最大12カ月までの行政拘禁を認めています。国家治安法は、国家の治安と社会秩序の維持を目的としていますが、その解釈は治安当局次第であるため、人権擁護活動家を抑圧する手段に使われてきました。

釈放時、アザドさんは次のように話しています。「政府は、私の逮捕に対して最高裁から批判を受けることを恐れたようです。だから、早期に釈放させたのです」。一方、警察側は、母親の要請があったから早めに釈放したとメディアに説明しています。

アザドさんは昨年6月、カースト間の衝突に関与した疑いで逮捕され、11月には保釈されるはずでしたが、保釈の直前、国家治安法の容疑で再逮捕されてしまったのです。

本件に関するアクションはこれで終了します。要請文を送って下さった皆さん、ありがとうございました。

パレスチナ：NGO職員が釈放されました！

起訴や裁判もなく、1年半以上も拘禁されていたパレスチナ人のアブドゥル・ラゼク・ファラージさんが釈放されました。

被占領パレスチナ地域の開発系NGOに勤務するファラージさんは昨年2月に6カ月間の「行政拘禁」を言い渡され、その後、拘禁の更新が繰り返されてきました。

行政拘禁は、当局が不穏だとみなした人物を恣意的に逮捕・拘束できる刑事司法外の制度です。被拘束者は、容疑を知らされることなく、起訴や裁判もなく、通常3カ月から6カ月の期間を何度でも更新されます。ファラージさんも、容疑を告げられないまま1年半も拘禁され、7月中旬、ようやく釈放されたのです。

なにはともあれ、ファラージさんが、自由の身になり、家族水入らずの暮らしにもどれたことを喜びたいと思います。

UAに参加していただいた皆さん、ありがとうございました。

チリ：BRAVEのムンダカさん、釈放

BRAVEキャンペーン対象者の一人、ロドリゴ・ムンダカさんが釈放されました。アムネスティが昨年5月から活動を続けてきた成果です。ロドリゴさんとその仲間は、生活用水として水を利用する権利を訴えてきましたが、投獄されるなど当局からさまざまな圧力を受けてきました。

今回のキャンペーン活動で得られた成果をご紹介します。

- 身辺保護：検察長官との面談で、ロドリゴさんたちへの身辺保護が不十分で、いつ襲われるかもわからないという不安を訴えた。その1週間後、警察署員が警護に付くようになった。
- 十分な捜査：脅迫や襲撃に関与した疑いがある警察に対して、十分な捜査が行われたと思われること。新たな証拠が出てくれば、捜査を再開する確約も得た。
- 捜査の可視化と注目度：今回、捜査の内容が公開されこともあり、メディアがこの事件に注目した。釈放を求める5万5000筆の署名が集まり、ムンダカさんたちには数千通の支援メッセージが届いた。

ロドリゴさんたちは、世間の注目と支援メッセージに大変勇気付けられたということでした。また、アムネスティの活動を高く評価していました。

アムネスティは今後も、彼らを見守っていきます。また、BRAVEキャンペーンは、これからも続きます。引き続きご支援をお願いします。



Rodrigo Mundaca, defensor del agua - Chile © Amnesty International

トルコ：母たちの訴えを聞いて！

イスタンブールで、消息が不明の夫や息子を持つ女性らによる集会が8月25日、警察に強制的に解散させられました。

1980年代の軍事クーデターや、続くトルコ南部での治安部隊と反体制派市民との衝突で、多数の男性が拘束され、消息が分からなくなりました。息子や夫が行方不明になった女性らが毎週末、街頭に集まり、政府に対して息子らへの真相究明と補償を訴えてきました。この集会が「土曜日の母」として知られるようになったのです。

8月25日、警察は、この集会に催涙ガスなどの暴力的手段で介入し、27人を拘束しました。警察は、その夜のうちに全員を釈放しましたが、翌日以降の集会の開催を禁止しました。現在も禁止が続いています。

アムネスティは、エルドアン大統領に向けてSNSでのアクションを始めます。エルドアン大統領は2011年、当時首相のとき、「土曜日の母」たちと面会し、行方不明者の捜査を始めると約束しました。私たちは、エルドアン氏に対して、その約束を守るよう求めています。このアクションを、「土曜日の母」キャンペーンの一環として行う予定です。



UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778
E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000 円
郵便振替 00120-9-133251
加入者名 公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本